

2018 年度の税制改正提言

2017 年 9 月
公益社団法人リース事業協会

1. 先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設等

〔提言内容〕

- グリーン投資減税を廃止する場合は、新たな投資減税として「先進的省エネ・再エネ投資促進税制」を創設して、リースで導入した設備を対象とすること。

〔提言理由〕

- 低炭素社会を実現するためには、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の環境負荷を低減する設備の更なる投資が必要となる。
- これらの投資を促進するためには、投資促進税制による支援が不可欠であり、リースで導入した設備を税制の対象とすることにより、環境負荷を低減する設備の投資が加速化し、延いては、わが国経済の発展につながる。

2. IT 投資を促進する新たな税制へのリース適用

〔提言内容〕

- 第 4 次産業革命に対応する投資を支援するための新たな税制上の措置が講じられる場合は、リースで導入した設備を対象とすること。

〔提言理由〕

- 第 4 次産業革命が進展している中、わが国企業がこれに対応するためには、設備類の新規投資・更新投資が必要となる。
- これらの投資を促進するためには、税制上の支援が不可欠であり、リースで導入した設備を税制の対象とすることにより、IoT 機器等の投資が加速化し、延いては、わが国経済の発展につながる。

3. 国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期間延長 【地方税法附則第 15 条第 3 項関係】

〔提言内容〕

- 本制度の適用期間（2018 年 3 月 31 日まで）を延長すること。

〔提言理由〕

- 安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持のため、航空会社が新規に導入する航空機の初期投資負担を軽減する固定資産税の軽減措置が必要であり、本制度が延長されることにより、安定的な航空輸送サービスの維持及び地域経済が活性化され、延いては、わが国経済の発展につながる。

以上